

# 令和8年度 事業計画

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## I はじめに

昨今、地方における人口減少が加速しています。その流れは幸手市においても例外ではありません。新しい就業機会を求めて都市部へ転出する若者が多くなり、地方の人口がますます減少していくことが懸念されています。若い世代の流出は地域産業の技術や文化の継承が困難となり、担い手不足が深刻な問題となっています。

人口減少は、生産年齢人口だけでなく、高齢者人口も減少傾向にあります。人口が減少すると住宅需要が減り、結果的に空き家も増え、地域の治安も悪くなる恐れがあります。又地域コミュニティの希薄化により、地域で暮らす人々を孤立させ、社会的サービスを受けられずに高齢者が孤立するケースも想定されます。

2025年に団塊の世代が75歳以上になり、2030年には生産年齢人口が総人口の60%以下になると言われ、又2035年には団塊の世代が85歳以上になります。いずれも医療費や介護費等の社会保障費が増大するほか、増え続ける介護需要に対して介護人材が不足することが見込まれています。

こうした地域社会の諸問題に対して、シルバー人材センターに求められる機会も増えてくることが予想されます。就業機会が多様化する中で、シルバー人材センターの会員拡大が重要な課題として位置付けられます。当センターとしては、高齢者の社会参加の入り口として、生きがい就労や余暇活動、ボランティア活動等の積極的な参加を呼びかけ、多くの会員確保に努めてまいります。

また、お客様が安心して就業を依頼していただけるよう、丁寧な説明・提案をしてまいります。

結びに、令和8年度におきましても、会員の増強、就業機会の拡大、安全・適正就業の推進、組織運営体制の整備といった事業を着実に進め、当センターが受け継いできた、様々な経験を活かしつつ、幸手市をはじめ関係機関のご指導の下、当センターが地域からより一層期待される魅力あるセンターづくりを目指し、会員及び役職員が一丸となってセンター事業の運営推進に取り組んでまいります。

## II 基本方針

働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するため組織の充実を図る。

- (1) 普及啓発を推進し、積極的に広報活動を展開する。
- (2) 入会の促進と就業機会の確保に努める。
- (3) 安全就業を徹底し、事故防止・健康管理に努める。
- (4) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る。
- (5) 職群各班ごとに定期的に会合を行い環境の充実を図る。
- (6) 運営体制の充実と事務の効率化を図る。

(7) 会員相互の連携と事務局との連帯を図る。

### Ⅲ 事業実施計画

総務・安全・普及啓発・会報編集・女性活躍推進の各委員会により、以下に掲げる活動の推進を図る。

#### (1) 普及啓発活動の推進

- 1 市内各世帯向けの「シルバーさって」並びに会員向けの「連絡船」の広報発行、また、ホームページの活用等、センターのPRを計画的に実施する。
- 2 共働・共助の精神でボランティア活動を行い公共施設等の美化に協力するとともに各種イベントに積極的に参加する。
- 3 地域貢献のための事業等を企画し、組織の活性化及びセンターの存在感をアピールする。
- 4 ボランティア等を行うグループを支援し、会員の活動の場を拡大する。

#### (2) 入会の促進と就業機会の確保

- 1 会員募集チラシの市内全戸配布を行うとともに、毎月定期的に入会説明会を行うことで会員の増員に努める。
- 2 就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時就業相談等に対応する。
- 3 「I会員ひとり紹介キャンペーン」を継続する。
- 4 役員や会員からの就業提供を促進し、就業開拓と就業機会の拡大に努める。
- 5 いきいき埼玉の実施事務所として、シルバー派遣事業を積極的に推進する。
- 6 女性活躍推進委員会による市民を含めた女性向けのイベント等を通じて、女性会員の確保と女性会員の活躍の場を提供する。
- 7 倶楽部活動の支援や会員同士の親睦・交流の推進を図り、就業以外の魅力を発信する。

#### (3) 安全就業を徹底し、健康管理に努める

- 1 「安全はすべてに優先する！」を合言葉に、事故ゼロ達成に努める。
- 2 交通安全・生活安全の講習会を開催し、自己管理や安全意識の徹底を図る。
- 3 安全委員会と連携し、装備品の点検及び就業先の巡視を行い、事故防止の徹底を図る。
- 4 安全就業に関する研修を行う。
- 5 会員自らが体力・健康状態を知り、適正に就業できる体制を推進する。

#### (4) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る

- 1 関係機関からの研修案内を随時発信する。
- 2 会員の知識・技能の向上を図るため、各種研修会を開催する。

#### (5) 職群班の充実を図る

- 1 職群班要綱に基づき、班ごとに定期的な会合を実施し就業体制を整える。

#### (6) 運営体制の充実と事務の効率化

- 1 新契約方法に関する事項の周知・徹底を図る。
- 2 指定管理施設の運営状況を精査し、適正な管理を行う。

3 役員・会員は、職員とともに事業運営に積極的に参画し、効率的な事業運営を図る。

4 会員に対してデジタル化を推進し、事務の効率化と経費削減を図る。

**(7) 会員相互の連携と事務局との連携**

1 会員及び理事が主体となり、業務を分担し、事業の運営に参画してセンターの事業発展に努める。

2 職域を同じくしている会員は、相互に連携を図り、事あるときはセンター事務局に必ず、報告・連絡・相談を行う。